

## 千葉市文化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、公益財団法人千葉市文化振興財団が行う文化事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該財団に対し補助金を交付する。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる文化事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) こども若者文化支援事業
- (2) 文化芸術普及事業
- (3) 地域文化活性化事業

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は別表に規定する。

### (交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、文化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、遂行計画の変更に伴う経費の配分の変更額が交付決定額の5分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受け

ること。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定通知書)

第6条 規則第6条の規定による通知は、文化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、文化事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、文化事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、速やかに文化事業実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、文化事業補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、文化事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請

求しようとするときは、文化事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、文化事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、文化事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から

適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

千葉市文化事業補助金交付要綱 別表一覧

- (1) こども若者文化支援事業
- (2) 文化芸術普及事業
- (3) 地域文化活性事業

別表

補助事業等	こども若者文化支援事業
事業趣旨	次代を担うこどもや若者が文化芸術に親しみ、創造性や感性を育むために実施するこども若者文化支援事業に要する経費について補助金を交付する。
補助対象経費	こども若者文化支援事業に要する公演、ワークショップ、施設使用、ポスター・チラシ印刷等に係る次に掲げる経費 人件費 <sup>※1</sup> 、旅費、燃料費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託費、使用料及び賃借料、消耗什器備品費、諸謝金、公課費、負担金及び補助、事務局経費 <sup>※2</sup>
補助率	補助対象経費から入場料収入その他の収入額を控除した額の10分の10

補助事業等	文化芸術普及事業
事業趣旨	新進芸術家などへの支援や市民が気軽に文化芸術に親しむ場の提供によって裾野の拡大を図るために実施する文化芸術普及事業に要する経費について補助金を交付する。
補助対象経費	文化芸術普及事業に要する公演、ワークショップ、施設使用、ポスター・チラシ印刷等に係る次に掲げる経費 人件費 <sup>※1</sup> 、旅費、燃料費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託費、使用料及び賃借料、消耗什器備品費、諸謝金、公課費、負担金及び補助、事務局経費 <sup>※2</sup>
補助率	補助対象経費から入場料収入その他の収入額を控除した額の10分の10

補助事業等	地域文化活性化事業
事業趣旨	街の活性化や千葉市の文化度・知名度を高めることを目的として実施する地域文化活性化事業に要する経費について補助金を交付する。
補助対象経費	地域文化活性化事業に要する公演、ワークショップ、施設使用、ポスター・チラシ印刷等に係る次に掲げる経費 人件費 <sup>※1</sup> 、旅費、燃料費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託費、使用料及び賃借料、消耗什器備品費、諸謝金、公課費、負担金及び補助、事務局経費 <sup>※2</sup>
補助率	補助対象経費から入場料収入その他の収入額を控除した額の10分の10

※<sup>1</sup> 人件費は給料、諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職給付費用、賞与引当金繰入額を対象とする。

※<sup>2</sup> 事務局経費は役員報酬、給料、諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職給付費用、賞与引当金繰入額、旅費、消耗品費、食糧費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託費、使用料及び賃借料、負担金及び補助、公課費、広告料、減価償却費を対象とする。

様式第1号

年 月 日

文化事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所  
          団体名  
          代表者名 印  
連絡先 電話番号  
          電子メールアドレス @

年度文化事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

事業名	
補助事業の目的及び内容	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	円
補助事業の効果	
申請者の営む主な事業	
交付を受けたい時期	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認めるもの

住所  
団体名  
代表者名 様

## 文化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった 年度文化事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉県補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額（予定）	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<p>1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、遂行計画の変更に伴う経費の配分の変更額が交付決定額の 5 分の 1 に満たないものについてはこの限りでない。</p> <p>2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>4 千葉県補助金等交付規則及び千葉県文化事業補助金交付要綱を遵守すること。</p>

## 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

文化事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者 住所  
          団体名  
          代表者名 印  
連絡先 電話番号  
          電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令市文第 号により補助金の交付決定のあった補助事業を下記のとおり変更したいので、千葉市文化事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

事業名	
事業変更（中止・廃止）の理由	
添付書類	1 事業変更計画書 2 収支予算書

住所  
団体名  
代表者名 様

文化事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付申請のあった文化事業変更（中止・廃止）承認申請について、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1 事業名

2 申請事項について

承認

不承認

（理由： ）

3 その他

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

文化事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所  
          団体名  
          代表者名 印  
連絡先 電話番号  
          電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令市文第 号により補助金交付決定のあった下記事業が終了いたしましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

事業名	
添付書類	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 <u>その他市長が必要と認めるもの</u>

住所  
団体名  
代表者名 様

文化事業補助金額確定通知書

年 月 日付け文化事業実績報告書により、文化事業補助金額を次のように確定したので、千葉市補助金等交付規則第 13 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額（予定）	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

文化事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所  
          団体名  
          代表者名 印  
連絡先 電話番号  
          電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達市文第 号文化事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円 計 円
今 回 の 交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	文化事業補助金額確定通知書の写し

様式第8号

文化事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所  
          団体名  
          代表者名 印  
連絡先 電話番号  
          電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令市文第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額（予定）	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円 計 円
今 回 の 交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	文化事業補助金交付決定通知書の写し

住所  
団体名  
代表者名 様

文化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令市文第 号により通知した千葉市文化事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額（予定）	円
取 消 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 額	円
取 消 し の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所  
 団体名  
 代表者名 様

文化事業補助金返還命令書

年 月 日付け千葉市指令市文第 号により補助金の交付決定のあった補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額（予定）	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。